

しっかり守ろう!! 自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

普通自転車[※]の運転者が歩道を通ることができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通ることがやむを得ないと認められるとき。



歩道通行ができる場合でも、歩道は歩行者優先。歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。
- 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

3 夜間はライトを点灯

- 無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

4 飲酒運転は禁止

- 自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

5 ヘルメットを着用

- 事故による被害を軽減させるため大人も子どもも、乗用ヘルメットをかぶりましょう。

ルール違反の一例です

携帯電話使用等(保持)



遮断踏切立入り



信号無視(赤色等)



通行区分違反(右側通行等)



横断歩行者等妨害等



指定場所一時不停止等



傘さし運転



イヤホン等の使用



並進禁止違反



軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)



はい 入っていますか?
じてんしゃほけん かにゅう きむ
自転車保険への加入は義務です!



じてんしゃあんぜんりようこそく がいこくごぼん
自転車安全利用五則 外国語版はコチラ
Foreign language 英語・中国語・韓国語・
ベトナム語・トルコ語・タガログ語



自転車運転者講習制度

自転車乗用中に信号無視や一時不停止等の危険行為を反復した(3年に2回以上)場合
※刑事罰の対象となる14歳以上 ※県内・県外を問わない

公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内

自転車運転者講習を受講

受講場所:警察本部等
受講時間:3時間
受講手数料:6,150円

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

受講対象となる危険行為

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 信号無視 | 9 環状交差点安全進行義務違反等 |
| 2 通行禁止違反 | 10 指定場所一時不停止等 |
| 3 歩行者用道路における車両の義務違反 | 11 歩道通行時の通行方法違反 |
| 4 通行区分違反 | 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 |
| 5 路側帯における通行方法違反 | 13 酒気帯び運転等 |
| 6 遮断踏切立入り | 14 安全運転義務違反 |
| 7 交差点安全進行義務違反等 | 15 携帯電話使用等 |
| 8 交差点優先車妨害 | 16 妨害運転 |

しっかり学ぼう 自転車の交通ルール



スタートマンがじてんしゃでこさいけん自転車事故を再現
埼玉県警察公式YouTube



こうつうあんぜん交通安全eラーニング
埼玉県警察HP



じてんしゃ自転車ポータルサイト
警察庁HP



7歳と11歳
©日本通商・双葉社・シンエイ・株式会社・日本出版